

報告第 1 1 6 号

平成 1 7 年 7 月 2 5 日承認

財産管理部会の事務事業詳細調整について

財産管理部会の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 6 月 2 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
5 財産管理部会	1 契約分科会	6	建設工事等に係る発注見込み、入札、契約情報の公表事務
	2 財産管理分科会	2	公有地の取得、管理及び処分
		6	庁舎の管理
		9	行政財産の目的外使用許可(庁舎)

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	財産管理	分科会名	契約
------------	------	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
6 建設工事等に係る発注見込み、入札、契約情報の公表事務	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 公表の方法、公表時期、公表内容等については、津市の例により調整する。 ただし、各構成市町村掲示板へ掲示を行うなど、掲示、閲覧場所の追加については検討を行う。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果 建設工事等に係る各種の情報については、新市ホームページ並びに契約財産課、工事事務所、各総合支所担当課の窓口及び総務部・総務課において公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発注見込みの情報 4月、7月、10月、1月 2 入札に係る工事名、入札日、指名業者等の情報 発注時（予定価格についても事前公表を行う。） 3 開札結果又は契約に係る業者名、金額等の情報 開札日の翌日又は契約締結後遅滞なく 	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	財産管理	分科会名	財産管理
区 分	統一時期	調整結果	備 考
2 公有地の取得、管理及び処分	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 規程について、津市及び久居市の内容を基本に整理して統一する。 公有地の賃貸借契約・使用貸借契約については、合併時に新たな基準を設ける。 ただし、合併前から継続する契約については、現行のまま新市に引き継ぎ、契約更新時に新たな基準に統一する。 新市において、土地取得等に関して審査を行う委員会を設置する。 公有林の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 普通財産の貸付期間 貸付期間は、次に定める期間を超えないものとする。</p> <p>（1）建物の所有を目的とする土地の貸付け 30年</p> <p>（2）土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付け 20年</p> <p>（3）上記（2）の定着物以外の物件の貸付け 3年</p> <p>貸付期間は、更新することができる。</p> <p>2 普通財産の貸付料</p> <p>（1）新規貸付の場合 当該財産の利用目的等を考慮し、相当の貸付料とする。</p> <p>（2）合併前から継続する貸付契約の場合 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（3）合併後に貸付契約を更新する場合 上記（1）の額と著しく差があるときは、契約更新時に見直す。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p>	
6 庁舎の管理	合併後3年程度	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 庁舎維持管理業務委託については、新市移行後の庁舎ごとに業務委託を行う。 ただし、夜間、休日の庁舎管理業務については、新市の組織・機構に合わせて合併と同時に調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>庁舎管理業務のうち、夜間、休日の庁舎における当直、警備業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	
9 行政財産の目的外使用許可（庁舎）	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 津市の内容を基本に整理して統一する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 使用許可の期間 使用許可の期間は、1年以内とする。ただし、電気事業、ガス事業、通信事業その他公益事業の用に供する必要があると認められる場合は、3年以内とすることができる。 許可期間は、更新することができる。</p> <p>2 合併前から継続する使用許可については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>3 行政財産の使用料 使用料の算出方法については、次のとおりとする。</p> <p>（1）土地の使用料（月額） 適正な評価額 × 4 / 1000 を下らない額</p> <p>（2）建物の使用料（月額） 適正な評価額 × 8 / 1000 を下らない額</p> <p>（3）上記（1）、（2）によることが適当でないとき認めるときは、その使用の態様に応じ、通常の実例価格等を参考として定める額</p> <p>（4）使用料の減免 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	